

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
1	上川渕	上佐鳥町388-1	田	760	保育園	保育園の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
2	上川渕	上佐鳥町389	田	1356	保育園	保育園の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
3	上川渕	上佐鳥町390	田	1349	保育園	保育園の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
4	上川渕	上佐鳥町391	田	529	保育園	保育園の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
5	上川渕	上佐鳥町945-2	畠	418	店舗併用住宅	店舗併用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
6	上川渕	棚島町21	畠	2781の内490	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
7	上川渕	朝倉町16-2	田	250	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
8	上川渕	朝倉町16-3	田	250	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
9	上川渕	朝倉町16-4	田	250	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
10	上川渕	朝倉町16-5	田	405	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
11	上川渕	朝倉町16-8	田	250	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
12		欠番		0		自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
13		欠番		0		自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
14	上川渕	朝倉町423-2	田	396	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
15	上川渕	朝倉町423-5	田	186	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
16	上川渕	朝倉町423-6	田	28	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
17	上川渕	後閑町261	畠	886の内400	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
18	南部	西善町81-1	田	361	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
19	南部	西善町81-2	田	361	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
1020	南部	西善町1107-1	畠	1786の内6	道路用地	法第10条第4項に該当するため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区分名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 m ²	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
1021	南部	西善町1107-2	畠	428の内51	道路用地	法第10条第4項に該当するため。
1022	南部	西善町1110-1	畠	150の内44	道路用地	法第10条第4項に該当するため。
23	南部	公田町575	畠	861.00	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
24	南部	亀里町393-4	畠	1013	店舗	店舗の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
25	南部	亀里町393-5	畠	363	店舗	店舗の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
26	南部	亀里町394-1	畠	446	店舗	店舗の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
27	南部	亀里町394-2	畠	1953	店舗	店舗の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
28	南部	亀里町395	畠	4313	店舗	店舗の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
29	南部	鶴光路町387-1	畠	954	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
30	南部	新堀町183-1	田	2162の内500	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区分名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 m ²	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
31	南部	新堀町183-1	田	2162の内510	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
32	芳賀	勝沢町208-2	畠	152	宅地拡張	宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
33	芳賀	勝沢町520	田	666	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
34	芳賀	勝沢町820-1	畠	493	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
1035	芳賀	小神明町505-2	畠	198	錯誤	法第10条第3項に該当しないため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
36	芳賀	五代町240	畠	822	露天資材置場	露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
1037	芳賀	小坂子町1609-4	畠	1020	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。
38	桂萱	上沖町355-1	田	1461の内267	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
39	桂萱	上沖町355-1	田	1461の内354	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
40	桂萱	上沖町356-1	田	117	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
41	桂萱	上沖町357-1	田	190	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
42	桂萱	下沖町89	畠	777の内361	店舗併用住宅	店舗併用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
43	桂萱	西片貝町一丁目292-3	田	2767の内400	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
44	桂萱	西片貝町二丁目434-2	畠	714の内310	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
45	桂萱	西片貝町二丁目434-2	畠	714の内404	農家住宅敷地拡張	農家住宅敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
46	桂萱	西片貝町三丁目114-1	田	966の内483	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
47	桂萱	上泉町1014-1	畑	782	露天資材置場	露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
48	桂萱	上泉町1014-2	畑	462	露天資材置場	露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
49	桂萱	上泉町1503-1	畑	1705の内1000	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
50	桂萱	上泉町1587-1	畑	695	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区分名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 m ²	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
51	桂萱	上泉町1587-2	畠	187	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
1052	桂萱	上泉町1605-1	畠	334	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。
53	桂萱	上泉町1936-6	畠	1260の内500	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
54	桂萱	石闘町169	畠	1029	住宅型有料老人ホーム兼デイサービス施設	住宅型有料老人ホーム兼デイサービス施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
55	桂萱	荻窪町1019-1	畠	206	露天資材置場	露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
56	桂萱	堤町483-3	畠	575	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
57	桂萱	江木町958-1	畠	2718	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
58	桂萱	江木町959-1	畠	1131	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
59	桂萱	江木町983-1	畠	296	露天資材置場	露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
60	総社	総社町総社2448-1	畠	200の内21	宅地拡張	宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
61	総社	総社町総社2448-1	畠	200の内179	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
62	総社	総社町総社2505	畠	831	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
63	総社	総社町総社2506-1	畠	663	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
64	総社	総社町総社2506-2	畠	332	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
65	総社	総社町総社2506-3	畠	332	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第3項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
66	総社	総社町総社2647	畠	3137の内500	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
1067	南橋	上細井町513-1	田	705の内107	道路用地	法第10条第4項に該当するため。
1068	南橋	上細井町838-15	畠	72の内5	道路用地	法第10条第4項に該当するため。
1069	南橋	上細井町887-1	畠	256の内5	道路用地	法第10条第4項に該当するため。
1070	南橋	上細井町888-1	畠	803の内9	道路用地	法第10条第4項に該当するため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
71	南橘	上細井町1961-1	田	713の内358	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
72	南橘	日輪寺町163	畠	623	貸露天駐車場	貸露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
73	南橘	田口町520-1	畠	903の内500	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
74	南橘	関根町82-1	田	1430の内970	店舗	店舗の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
75	南橘	関根町82-1	田	1430の内460	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
76	清里	池端町798-1	畠	869の内315	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
77	清里	池端町798-2	畠	380の内180	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
78	清里	青梨子町1183	畠	1121の内255	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
79	清里	青梨子町1731-1	田	927	ガソリンスタンド用地の敷地拡張	ガソリンスタンド用地の敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
80	清里	清野町176-1	田	1004の内266	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
81	木瀬	女屋町1059-1	畠	1742	有料老人ホーム、デイサービス施設	有料老人ホーム、デイサービス施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
82	木瀬	女屋町1064-2	畠	443の内355	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
83	木瀬	駒形町1218-2	田	393	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
84	木瀬	筑井町575-3	畠	418	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
85	木瀬	筑井町797-1	畠	490	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
86	木瀬	笊井町852-1	畠	680の内300	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
87	木瀬	笊井町882-3	畠	126.00	宅地拡張	宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
88	木瀬	小屋原町290-3	田	1523の内500	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
89	木瀬	小屋原町495-5	畠	2010	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
90		欠番				自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
91	木瀬	小屋原町1480-1	畠	419	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
92	木瀬	小屋原町1481-9	畠	17	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
93	木瀬	上増田町437-1	畠	2362の内2021	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
94	木瀬	下増田町1495-3	畠	1483の内1120	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
95	木瀬	下大島町977-2	畠	370	店舗	店舗の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
96	木瀬	下大島町977-3	畠	271	店舗	店舗の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
97	荒砥	下大屋町185-1	畠	193	宅地拡張	宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
98	荒砥	下大屋町185-4	畠	1172の内180	宅地拡張	宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
99	荒砥	下大屋町680	畠	36	農家住宅の宅地拡張	農家住宅の宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
100	荒砥	泉沢町559-1	畠	130	農家住宅の宅地拡張	農家住宅の宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
101	荒砥	富田町1038-2	畠	1755の内535	農家住宅の宅地拡張	農家住宅の宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
102	荒砥	富田町1408-1	田	343	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
103	荒砥	富田町1409-1	田	1046	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
104	荒砥	富田町1410-1	田	1245	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
105	荒砥	富田町1411	田	1704	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
106	荒砥	富田町1412-1	田	665	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
107	荒砥	富田町1487	田	1180	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
108	荒砥	富田町1488	田	1437	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
109	荒砥	富田町1489-1	田	2714	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
110	荒砥	富田町1490-1	田	2675	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
111	荒砥	富田町1715-2	畠		16 農家住宅の宅地拡張	農家住宅の宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
112	荒砥	荒口町398	畠	1561の内333	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
113	荒砥	荒子町963-1	畠	801の内490	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
114	荒砥	荒子町963-3	畠		161 宅地拡張	宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
115	荒砥	荒子町1278-2	畠	1384の内274	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
116	荒砥	西大室町2186-1	畠	1106	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
117	荒砥	西大室町2456-2	畠	138	宅地拡張	宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
118	荒砥	東大室町105-1	畠	2715	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
119	荒砥	二之宮町1047-3	畠	1399	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
120	荒砥	今井町843-1	畠	3435の内500	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
121	大胡	茂木町555-1	畠	834の内500	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
122	大胡	茂木町962	畠	1159の内759	建壳分譲住宅	建壳分譲住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
123	大胡	茂木町970-1	畠	1181	建壳分譲住宅	建壳分譲住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
124	大胡	茂木町1005-1	畠	1651	建壳分譲住宅	建壳分譲住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
125	大胡	茂木町1005-2	畠	1174	建壳分譲住宅	建壳分譲住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
126	大胡	茂木町1194-1	畠	370	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
127	大胡	堀越町1581-1	畠	5570の内500	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
128	大胡	堀越町1584-5	畠	1027の内520	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第3項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
129	大胡	堀越町2254-1	畠	2514の内500	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第4項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
130	大胡	横沢町79-2	畠	484	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第5項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
131	大胡	横沢町681-1	畠	416	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第6項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
132	大胡	滝窪町281-1	畠	29	車庫・物置用地	車庫・物置用地の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第7項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
133	大胡	樋越町671	畠	1068	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
134	大胡	樋越町684-41	畠	3.25	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
135	大胡	樋越町684-43	畠	7.83	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
136	大胡	樋越町684-45	畠	4.94	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
137	大胡	樋越町684-48	畠	1.99	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
138	宮城	鼻毛石町7-1	畠	1302	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
139	宮城	鼻毛石町8-1	畠	2510	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
140	宮城	鼻毛石町13	田	440	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区分名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 m ²	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
141	宮城	鼻毛石町14-1	田	2032	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
142	宮城	鼻毛石町14-2	畑	3319	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
143	宮城	鼻毛石町826-5	畑	542	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
144	宮城	鼻毛石町826-7	畑	411	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
145	宮城	鼻毛石町2257-14	田	5339	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区分名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 m ²	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
146	宮城	鼻毛石町2258-9	田	1288	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
147	宮城	鼻毛石町2258-10	畑	159	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
148	宮城	柏倉町109	畑	194の内179	農家住宅敷地拡張	農家住宅敷地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
149	宮城	柏倉町109	畑	194の内15	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第24項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
1150	宮城	柏倉町1917-2	畑	150	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
1151	宮城	柏倉町1917-3	畠	583	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。
1152	宮城	柏倉町2154	田	6379	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。
1153	宮城	柏倉町2890	畠	1015	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。
1154	宮城	柏倉町2896	畠	271	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。
1155	宮城	柏倉町2903	畠	936	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
1156	宮城	柏倉町3275-1	畠	1150	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。
1157	宮城	柏倉町3713	畠	2434	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。
1158	宮城	市之関町707-1	畠	828	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。
1159	宮城	市之関町1147-3	畠	1648	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。
1160	宮城	市之関町1160-3	畠	943	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
1161	宮城	市之関町1170-1	畠	963	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。
1162	宮城	市之関町1194-1	畠	227	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。
1163	宮城	市之関町1263-7	畠	484	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。
1164	宮城	市之関町1424	畠	473	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。
1165	宮城	市之関町1425-1	畠	939	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
1166	宮城	市之関町1451	畠	134	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。
1167	宮城	市之関町1457	畠	508	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。
1168	宮城	市之関町1467	畠	640	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。
1169	宮城	市之関町1468	畠	691	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。
1170	宮城	市之関町1473	畠	586	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
171	宮城	大前田町755-1	畠	1903の内500	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第46項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
172	宮城	大前田町1761-1	畠	1481	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
173	柏川	柏川町中之沢384-10	畠	954の内468	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第48項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
174	柏川	柏川町稻里407-1	畠	425	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
175	柏川	柏川町稻里407-2	田	725	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
176	柏川	柏川町新屋738	畠	785の内454	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第51項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
177	柏川	柏川町込皆戸236-2	畠	4977	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
178	柏川	柏川町込皆戸523-2	田	2245	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
179	柏川	柏川町込皆戸523-3	田	1334	太陽光発電施設	太陽光発電施設の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
180	柏川	柏川町深津1227-2	畠	773の内459	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第55項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
181	柏川	柏川町女渕950-2	畠	567の内331	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第56項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
182	柏川	柏川町西田面150-1	畠	1318の内214	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
183	柏川	柏川町西田面150-7	畠	90の内63	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
184	柏川	柏川町西田面155-1	畠	132の内120	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
185	柏川	柏川町西田面178-4	畠	103の内53	露天資材置場・露天駐車場	露天資材置場・露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
186	柏川	柏川町膳58-3	畠	620の内300	宅地拡張	宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
187	富士見	富士見町田島7-1	田	841	診療所	診療所の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第62項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
188	富士見	富士見町田島8-5	畠	45	診療所	診療所の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第62項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
1189	富士見	富士見町原之郷1960-3	畠	148	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。
190	富士見	富士見町原之郷2274	畠	342	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
191	富士見	富士見町原之郷2338-1	畠	1343	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
192	富士見	富士見町原之郷2393-1	畠	489	露天資材置場	露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
193	富士見	富士見町原之郷2393-2	畠	328	露天資材置場	露天資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
194	富士見	富士見町原之郷2462-1	畠	576	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
1195	富士見	富士見町原之郷2527	畠	1622の内18	携帯電話基地局	法第10条第4項に該当するため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利用目的等)	除外する理由
1195	富士見	富士見町原之郷2590-2	畠	253	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。
196	富士見	富士見町小沢453-5	田	135	貸露天駐車場	貸露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
197	富士見	富士見町小沢455-1	畠	195	貸露天駐車場	貸露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
198	富士見	富士見町小沢511-1	畠	1270	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
200	富士見	富士見町小沢511-2	畠	452	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
201	富士見	富士見町小沢514-1	畠	218	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
202	富士見	富士見町時沢1196-1	田	171	有料老人ホーム、デイサービス施設、駐車場	有料老人ホーム、デイサービス施設、駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第77項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
203	富士見	富士見町時沢1227-1	田	1426	有料老人ホーム、デイサービス施設、駐車場	有料老人ホーム、デイサービス施設、駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第77項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
204	富士見	富士見町時沢1676-3	畠	357	貸事務所・貸露天駐車場・貸資材置場	貸事務所・貸露天駐車場・貸資材置場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第79項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
205	富士見	富士見町時沢1928-1	畠	805の内400	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第80項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地区区分名	農用地区域から除外する地番	地目	面積 m ²	変更理由 (利用目的等)	除外する理由
206	富士見	富士見町時沢2106-1	畠	1440	建壳分譲住宅	建壳分譲住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
207	富士見	富士見町時沢2486-1	畠	26	宅地拡張	宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
208	富士見	富士見町小暮92	畠	676の内330	農家住宅宅地拡張	農家住宅宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
1209	富士見	富士見町小暮974-2	畠	727	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。
1210	富士見	富士見町小暮1009-1	畠	503	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
211	富士見	富士見町小暮1804-1	畠	1071の内490	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第8項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
212	富士見	富士見町小暮1859-4	畠	508	宅地拡張・通路	宅地拡張・通路の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
213	富士見	富士見町小暮2019-5	畠	395	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第8項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
1214	富士見	富士見町小暮2325-1	畠	891	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。
1215	富士見	富士見町小暮2407-2	畠	793	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利用目的等)	除外する理由
1216	富士見	富士見町小暮2651-4	畠	326	非農地判定による計画変更	法第10条第3項に該当しないため。
217	富士見	富士見町石井703-2	畠	127	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
218	富士見	富士見町石井732-9	畠	156	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
219	富士見	富士見町石井732-20	畠	31	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
220	富士見	富士見町石井732-26	畠	16	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年末経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
221	富士見	富士見町石井732-28	畠	35	露天駐車場	露天駐車場の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
222	富士見	富士見町石井955-7	畠	387	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第97項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
223	富士見	富士見町石井1417-2	畠	569	農家住宅宅地拡張	農家住宅宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
224	富士見	富士見町石井1417-5	畠	419	農家住宅宅地拡張	農家住宅宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
225	富士見	富士見町石井1417-6	畠	492の内441	自己用専用住宅	自己専用住宅の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第100項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由 (利 用 目 的 等)	除外する理由
226	富士見	富士見町石井1417-6	畠	492の内51	農家住宅宅地拡張	農家住宅宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
227	富士見	富士見町石井1431-1	畠	531	キャンプ場およびドッグラン	キャンプ場およびドッグランの用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第102項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
228	富士見	富士見町石井1433-1	田	92	キャンプ場およびドッグラン	キャンプ場およびドッグランの用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第102項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
229	富士見	富士見町石井1433-2	田	1314	キャンプ場およびドッグラン	キャンプ場およびドッグランの用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、周辺に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第102項各号の要件をすべて満たすと認められるため。
230	富士見	富士見町石井1700-6	畠	16	宅地拡張	宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適當で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。

農用地区域変更明細表（除外関係）

県提出番号	地 区 区域名	農用地区域から除外する地番	地目	面 積 m ²	変 更 理 由	除外する理由
					(利 用 目 的 等)	
231	富士見	富士見町市之木場256-3	畠	238の内40	農家住宅宅地拡張	農家住宅宅地拡張の用に供する需要への対応であり、その規模も適当で、隣接地に青地以外の未利用地がないことから、他の土地に代えることが困難であり、農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障がないと認められ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれもなく、土地改良事業完了後8年未経過の土地でないことから法13条第2項各号の要件をすべて満たすと認められるため。